

東灘区薬剤師会会則

(2019年5月26日改定)

本 則

本会則は本則と付則及び細則からなる。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東灘区薬剤師会と称する。(兵庫県薬剤師会からは神戸支部東灘地区と位置づけられる。)

(設立)

第2条 本会は昭和27年に設立された。

(事務所)

第3条 本会は事務所を東灘区内に置く。(住所は付則に記載する。)

(会員の構成)

第4条 東灘区内に在住または勤務する薬剤師によって構成される。

(会則の遵守)

第5条 本会に入会若しくは入会しようとする者は、本会則を遵守しなければならない。

(運営)

第6条 本会の運営は第8章第1条に定める役員会の決定によって行なわれるものとする。

(所属)

第7条 本会は日本薬剤師会に包含され、兵庫県薬剤師会及び神戸市薬剤師会に所属する。

(建議と協力)

第8条 本会に加入した会員は役員会に対し、積極的に意見を具申し協力しなければならない。

(経費)

第9条 本会運営上必要とする経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第1条 本会の目的及び事業は兵庫県薬剤師会、神戸市薬剤師会に定める事項に準ずる。

第3章 入会及び脱会

(役員会の承認)

第1条 新規の入会及び脱会については役員会の了承を受けるものとする。

第4章 入会金及び会費

(入会金及び会費の支払義務)

第1条 本会に入会しようとする者、また入会している者は、別途付則に定める入会金及び会費を納める義務がある。

(入会金及び会費)

第2条 入会金及び会費については別途定める。

(入会金及び会費の変更)

第3条 入会金及び会費については役員会によって改定案を検討し、総会の議決によって改定することが出来る。

第5章 役員 (対外的には理事と称する事もある)

(役員構成)

第1条 役員構成は次の通りとする。

会長	1名 (神戸市薬剤師会からは地区長と称せられる)
副会長	3名以内
専務理事	1名
常務理事	2~3名
理事	若干名
監事	3名以内
名誉会長	1名
相談役	若干名

(会長の選出)

第2条 総会において選出し、出席者の過半数の賛意により決定する。

(副会長及び専務理事及び常務理事及び理事の選任)

第3条 副会長及び専務理事及び常務理事及び理事の選任については会長が任命する。

(監事の選出)

第4条 総会において選出し、出席者の過半数の賛意により決定する。

(名誉会長の選出)

第5条 名誉会長をおくものとする。名誉会長は当会において長きにわたり貢献し功労があったものとし、役員会の推挙及び承認によるものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とするが、再任を妨げるものではない。

第6章 会長の権限

(権限の範囲)

第1条 会長は実行しようとする施策に関し原則として役員会に諮らなければならない。

(指示命令の権限)

第2条 第1条及び別章記載条項にも拘わらず、会長は次の事項に関し自己の判断において指示し実行する事が出来る。

- (1) 役員会を開催する事項
- (2) 総会を開催する事項

- (3) 予算の配分実行に関する事項
- (4) 役員会における決定事項
- (5) 役員任免に関する事項
- (6) 表彰者を推薦する事項
- (7) 催事への参加者を指名する事項
- (8) 特別部会を設置する事項
- (9) 本則第11章による緊急な対応措置事項
- (10) その他必要と認められる事項

第7章 役員 の 責務

(会長)

第1条 会長は本会を代表し、統括する。

(副会長)

第2条 副会長は会長を補佐する。

(専務理事)

第3条 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌る。

(常務理事)

第4条 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会務を掌る。

(理事)

第5条 理事はそれぞれの担当事項に関しその任に当たり、必要ある場合には役員会・総会等に発表又は報告を行なう。

(監事)

第6条 監事は会計を監査し、総会において監査の報告を行なう。又、使途に関する意見を会長に具申する。

(相談役)

第7条 相談役は会長の良き相談役の任に当たるとともに、本会の運営のための助言を行なう。

第8章 役員会

(役員会の構成)

第1条 役員会は役員をもって組織し、会長が招集する。

(役員会の開催)

第2条 原則として毎月1回の定期役員会を行なう。また、臨時の役員会を行なうことが出来る。

(役員会の役割)

第3条 役員会はこの会則に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務運営及び事業執行に関する事項
- (3) 会則を施行する為必要な細則及び細則変更事項

(4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会の成立及び議決)

第4条 役員会の決議は、決議に加わることができる役員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第5条 役員会の議事については議事録を作成し、当該役員会に出席した役員のうち2名がこれに署名又は記名押印する。

第9章 総会

(定期総会)

第1条 定期総会は毎年1回事業年度の終了後3ヶ月以内に会長が招集し、実施日の15日前までに文書で会員に通知するものとする。

(臨時総会)

第2条 会長が必要と認めた時は臨時総会を招集することが出来る。

(総会の成立)

第3条 会員の過半数の出席により成立する。

(委任状)

第4条 委任状をもって出席に代えることが出来る。

(総会の決議)

第5条 出席者(委任状を含む)の過半数の賛成をもって議案の決定が出来る。

(総会の役割)

第6条 総会においては、この会則に定めるものの他、次に掲げる事項を議決または承認する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 収支及び決算
- (4) 役員会決定事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

第10章 決算

(会計年度)

第1条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(決算)

第2条 本会は毎年1回の決算を行い、役員会の承認を経て、総会に報告し承認を得るものとする。

第11章 慶弔及び表彰

(死亡)

第1条 会員の死亡。

(表彰)

第2条 本会において特に功績明らかなものについては、役員会の決定によってこれを表彰する。

(対外的な慶弔)

第3条 発生の都度、役員会にて検討の上決定する。但し緊急を要する場合は会長が決定する。この場合、役員会に事後報告を行ない承認を得るものとする。

(細則)

第4条 本章は別途細則に定める。

第12章 その他

(脱落部分)

第1条 本会会則に特に定めなき事項については、兵庫県薬剤師会及び神戸市薬剤師会の定款を参考とし、その都度役員会において協議し決定するものとする。

(疑義)

第2条 本会会則及び本会運営上の事項に疑義が生じた場合は、役員会にてそれを協議し決定する。但し、役員会に於いて重要事項と認めたものについては総会の議決によってこれを決する。

以上

付 則

(会員)

第1条 会員とは、管理薬剤師（以下A会員と称する）、勤務するその他の薬剤師（以下B会員と称する）、在宅にある薬剤師（以下個人会員と称する）を言う。

(入会金及び会費)

第2条 本会に入会しようとする者は入会金及び会費を納めなければならない。

イ) 入会金：入会申込時に納める。

- (1) 兵庫県薬剤師会入会金：A会員 ¥20,000、B会員・個人会員 ¥5,000
- (2) 神戸市薬剤師会入会金：A会員・B会員・個人会員ともに ¥10,000
- (3) 東灘区薬剤師会入会金：A会員のみ ¥300,000

ロ) 会費：年会費は以下の通りとする。

- (1) 日本薬剤師会会費：A会員 ¥18,000、B会員・個人会員 ¥7,000
- (2) 兵庫県薬剤師会会費：A会員 ¥66,100、B会員・個人会員 ¥21,200
- (3) 神戸市薬剤師会会費：A会員・B会員・個人会員ともに ¥9,000
- (4) 神戸市薬剤師会事業負担金：1店舗につき ¥18,000
- (5) 東灘区薬剤師会会費：A会員 ¥15,000、B会員・個人会員 ¥9,000
- (6) 薬剤師連盟会費：A会員のみ ¥14,800

(但し、A・B会員は年額を2回に分けて、個人会員は年会費を一括して東灘区薬剤師会会長宛に納めるものとする。)

(事務所住所)

第3条 本会事務所は以下に置く。

〒658-0084

神戸市東灘区甲南町3丁目9-17 有明ビル3階

TEL 078-451-8501 FAX 078-451-8502

以上

本則第11章の細則

本章の第1条については、申告があった場合のみとする。

(死亡)

第1条 会員の死亡。供花及び¥10,000。

(表彰)

第2条 本会において特に功績明らかなものについては、役員会の決定によってこれを表彰し、金一封を贈呈する。

(対外的な慶弔)

第3条 本則記載の通りとする。

(その他)

第4条 謝礼金、見舞金、広告、寄付金、出資金、補助金等については、その都度役員会にて協議し、会長が決定する。

以上

平成16年5月15日 改訂

平成27年4月1日 改訂

2019年5月26日 改訂